

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	東洋紡株式会社
【英訳名】	TOYOBO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 郁夫
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田一丁目13番1号
【電話番号】	大阪（06）6348-4208
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス部長 江藤 雄一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目17番10号
【電話番号】	東京（03）6887-8811
【事務連絡者氏名】	東京支社総務部長 奥田 覚
【縦覧に供する場所】	東洋紡株式会社東京支社 （東京都中央区京橋一丁目17番10号） 東洋紡株式会社名古屋支社 （名古屋市西区市場木町390番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2025年6月25日開催の当社第167回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

①株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額3,526,906,080円

②剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除をするほか、取締役への重要な業務執行決定の権限委任に関する規定の新設など、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、檜原誠慈、竹内郁夫、酒井太市、相良誉仁、播磨政明、福士博司、高瀬正子及び神崎夕紀の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、田保高幸、入江昭彦及び新免和久の各氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、里井義昇氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額を月額35百万円以内（うち社外取締役分5百万円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の金銭報酬の額を月額5百万円以内とする。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額35百万円以内とする。なお、対象となる取締役に社外取締役は含まれない。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議の結果
第1号議案	606,385	8,125	10	98.19	可決
第2号議案	609,212	5,269	39	98.65	可決
第3号議案					
檜原 誠慈	515,935	98,571	13	83.54	可決
竹内 郁夫	466,780	147,726	13	75.58	可決
酒井 太市	603,110	11,399	13	97.66	可決
相良 誉仁	608,949	5,560	13	98.61	可決
播磨 政明	551,861	62,648	13	89.36	可決
福士 博司	552,450	62,059	13	89.46	可決
高瀬 正子	608,964	5,545	13	98.61	可決
神崎 夕紀	609,310	5,199	13	98.66	可決

第4号議案					
田保 高幸	604,650	9,855	13	97.91	可決
入江 昭彦	609,778	4,730	13	98.74	可決
新免 和久	609,686	4,822	13	98.72	可決
第5号議案	579,659	34,850	13	93.86	可決
第6号議案	595,609	18,743	169	96.45	可決
第7号議案	608,730	5,622	169	98.57	可決
第8号議案	606,729	7,730	13	98.25	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案、第6号議案、第7号議案及び第8号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案、第4号議案及び第5号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数に、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。なお、賛成率については、本総会当日出席の株主のうち、賛否が確認できなかった株主の議決権数も分母に加算しています。

以 上